二　変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

［三・四　略］

（二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備）

第五十八条の二の十一　二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せであること。

四　［略］

五　前四号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。

［三・四　同上］

（二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備）

第五十八条の二の十一　［同上］

［一　同上］

二　変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。

［新設］

三　［同上］

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十六号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項、第百二十一条第一項及び第百二十六条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日　　総務大臣　高市　早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　基幹放送	第四章　基幹放送
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　基幹放送に用いる電気通信設備	第五節　基幹放送に用いる電気通信設備
第一款　設備の損壊又は故障の対策	第一款　設備の損壊又は故障の対策
第一目　通則（第百二条―第百十五条の二）	第一目　通則（第百二条―第百十五条）
［第二目～第四目　略］	［第二目～第四目　同上］
［第二款　略］	［第二款　同上］
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第五章～第九章　略］	［第五章～第九章　同上］
附則	附則